

～亀山市男女共同参画を推進する条例～
亀山市男女が生き生き輝く条例

・・解説、解釈・運用版・・

平成 20 年 6 月 27 日公布
平成 20 年 7 月 1 日施行
企画政策部 行政改革室

目次

| | |
|---------|-------|
| はじめに | P1 |
| 条例(概要版) | P2~P3 |

条例(本文)

| | | | |
|----------------|-----|----------------------|-----|
| 前文 | P4 | 第10条 性別による差別的取扱い等の禁止 | P15 |
| 第1条 目的 | P5 | 第11条 基本計画の策定 | P15 |
| 第2条 定義 | P6~ | 第12条 積極的改善措置 | P16 |
| 第3条 基本理念 | P9~ | 第13条 体制の整備 | P16 |
| 第4条 協働 | P12 | 第14条 相談 | P17 |
| 第5条 市の責務 | P12 | 第15条 申出等 | P17 |
| 第6条 市民の責務 | P12 | 第16条 調査研究 | P18 |
| 第7条 事業者の責務 | P13 | 第17条 実施状況の公表 | P18 |
| 第8条 各種活動団体の責務 | P13 | 第18条 亀山市男女共同参画審議会 | P19 |
| 第9条 教育に携わる者の責務 | P14 | 第19条 委任 | P20 |

亀山市男女が生き生き輝く条例・解説、解釈・運用版は、本条例に基づく男女共同参画社会が実現され男女が生き生き輝くために、条例が検討された経過や、条文に明記されていないが特に示しておく必要があると議論されたものを、条文の補足として書き加えたものです。

はじめに

わが国では、昭和 50 年の国際婦人年などを契機として、女性の地位向上と社会参加の促進、従来の固定的な性別による役割分担意識の払拭や制度の見直しに向けた取り組みなど、男女平等に向けた各種の法律や制度の整備が図られ、本市も亀山市男女共同参画基本計画を策定し、様々な施策を実施してきました。

しかし、性別を理由として、役割を固定的に決め付ける考えやそれに基づく社会の制度や慣行、性に起因する暴力や不利益な取扱いは、依然として根強く社会に残っています。

一方、少子高齢化の急速な発展など、社会環境の大きな変化に対応し、住み心地の良い豊かで魅力的なまちに発展させるためには、男女共同参画社会を実現することが重要かつ緊急の課題となっています。

しかし、その実現を目指す根拠法である男女共同参画基本法では、地方公共団体が何をすべきかについて直接的に触れられていないため、市が地域の特性や実態に即して、実行ある男女共同参画を進める根拠として、条例の制定が必要となります。

そこで、「亀山市男女が生き生き輝く条例」を制定し、市、市民、事業者、各種活動団体、教育に携わる者がそれぞれの立場で、それぞれの責務を果たしていく根拠としました。

条例制定にあたりましては、亀山市男女共同参画推進会議及びワーキンググループで素案を作成し、亀山市男女共同参画推進条例検討委員会で審議していただくとともに、市民意識調査、中学生と男女共同参画を考える会、市民と条例を考える会や市民等から意見募集などを通じて市民の意見や提言を出来る限り反映してまいりました。

今後は、この条例に基づき、市、市民、事業者、各種活動団体、教育に携わる者等が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが行われるよう、皆様のご理解、ご協力をお願いします。

 **男女共同参画社会の実現**

共につくろう

かめやまの未来

●● 亀山市男女が生き生き輝く条例の特徴 ●●

概要版

名 称

市民等が愛着を持てるよう、若い人達にも受け入れやすいよう、また、男女共同参画の推進の先に男女が生き生き輝くようにとの思いを込めた名称としています。

前 文

前文には、亀山市がどういう社会を目指していくのかなどが書かれています。現在の亀山市は、様々な市民活動が活発で、市民参画と協働による、市民一人ひとりが主役となって、生き生き輝くまちづくりに取り組んでいるところです。

- ・「対等」とは、何でも平等ではなく、責任を担い、個性と能力を発揮した上で対等であるということです。
- ・「パートナー」とは、一対一だけではなく、お互い弱い部分を補い協力関係にある人のことをいいます。

目 的

この条例は、基本理念とそれぞれの責務を定め、共通認識をもって市の施策の基本となる事項を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的としています。亀山市男女共同参画基本計画との整合性を図っています。

定 義

男女共同参画を始め、条例で用いている8つの用語について説明しています。
特に各種活動団体、教育に携わる…

- ・ 市民については、市内に住む方だけでなく市内に通勤、通学する人も対象としています。
- ・ 教育に携わる者については、家庭教育に携わる者も対象としています。
- ・ ドメスティック・バイオレンスでは、身体的、又は性的暴力だけでなく、精神的、経済的、社会的な暴力も対象としています。

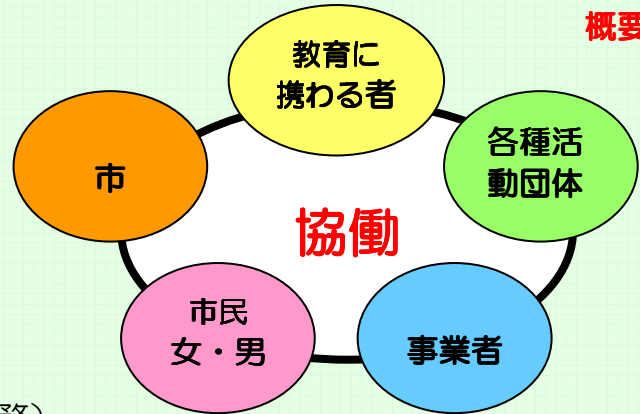
基本理念

7つの基本理念を掲げています。（亀山市男女共同参画基本計画との整合性が図られています）

1. 個性と能力を発揮できる機会の確保（男性も女性もチャンスがあること）
2. 健康で生きる力を身に付けること（健康で生活していく力を身に付けること）
3. 性別を理由として役割を固定的に決め付けないこと（何でも平等でなく固定的な決め付けをしないこと。例:女の子は、赤いランドセルを持つべきだ）
4. 計画から評価に至るまで参画する機会の確保（色々な場面に参加できること）
5. 男女が協力し合い家庭生活と社会生活の両立（仕事と家庭、地域活動などとの両立）
6. 子どもを産み育てやすい環境づくり（子育て支援の推進）
7. 国際社会との連携・協力（国際社会の取り組みに連携して取り組む）

協働

男女共同参画社会を実現させていくためには、市と市民等が協働して取り組んでいく必要があります。



各責務

(市以外は努力義務)

市、市民、事業者、各種活動団体、教育に携わる者の責務を定めています。男女共同参画を実現するためには、教育の果たす役割が大きいため、教育に携わる者の責務を位置付けました。教育は、学校だけでなく、家庭、塾、生涯学習などみんなが何らかの形で関わることです。

性別による差別的取扱いの禁止事項等

次の3つの行為をしてはならないと定めています。

- ①性別を理由とした差別的な取扱い
- ②ドメスティック・バイオレンス
- ③セクシャル・ハラスメント

基本計画の策定

この条例を実効あるものとするため、基本計画を策定し推進していきます。

平成18年3月に「亀山市男女共同参画基本計画」を策定し、平成23年度までの6年間の目標を掲げ、推進しています。

積極的改善措置

男女平等にチャンスが与えられているようにみえても、実質的には、男女のどちらか一方には、そのチャンスを活かすことがむずかしい場合があります。こういう場合の格差をある程度強制的に少なくする方法です。

実質的に平等にチャンスを活かせるようになれば、必要ないものとなります。

市の体制

【市】

- ・ 基本計画の策定
- ・ 相談（女性相談など）
- ・ 調査研究（アンケート調査など）
- ・ 体制の整備
（男女共同参画担当の配置など）
- ・ 公表
（施策の実施状況の公表など）

調査
審議

【亀山市男女共同参画審議会】

- ・ 12人以内
- ・ 学識経験者
- ・ 公募により選出された者
- ・ 市内の事業所から推薦された者
- ・ 各種活動団体の代表者
- ・ 教育に携わる者
- ・ その他市長が必要と認める者
- ・ 任期2年

名 称

亀山市男女が生き生き輝く条例

【解説】

市民等が愛着を持てるよう、若い人達にも受け入れやすいよう、また、男女共同参画の推進の先に男女が生き生き輝くようにとの思いを込めた名称としています。

【解釈・運用】

パンフレット等に条例を掲載する場合は、～亀山市男女共同参画を推進する条例～などと名称の上部に加筆します。

前 文

わたしたちのまち亀山市は、豊かな自然と悠久の歴史を大切にしながら、市民、事業者、行政等が協働し、市民一人ひとりが主役となって、生き生きと輝くまちづくりを進めています。

本市を更に住み心地のよい豊かで魅力的なまちに発展させるためには、性別を理由として、役割を固定的に決めつける考えやそれに基づく社会の制度や慣行を見直し、家庭、学校、職場、地域等社会の様々な分野において、男女が共に助け合い、お互いを大切にし、お互いを認め合いながら心豊かに暮らせるまちの実現が重要です。

そこで、誰もが個性と能力を十分発揮でき、対等なパートナーとして、自らの意思で様々な活動に参画し、共に責任を担うことのできる男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定します。

【解説】

前文は、法律の規定ではないので、直接の法的効果はありませんが、ここには、条例制定の意義や趣旨などが書かれています。

【解釈・運用】

- ・「性別を理由として、役割を固定的に決めつける考えやそれに基づく社会の制度や慣行を見直し」とは、一般的な男女の生物学的差異を理解した上で、男女が個性と能力を十分発揮する機会が確保されるという意味で前文に表現しています。
- ・「対等」とは、何でも平等ではなく、責任を担い、個性と能力を発揮した上で対等であるということです。
- ・「パートナー」とは、一対一だけではなく、お互い弱い部分を補い協力関係にある人のことをいいます。

目 的

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、市民、事業者、各種活動団体及び教育に携わる者（以下「市民等」という。）並びに市の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

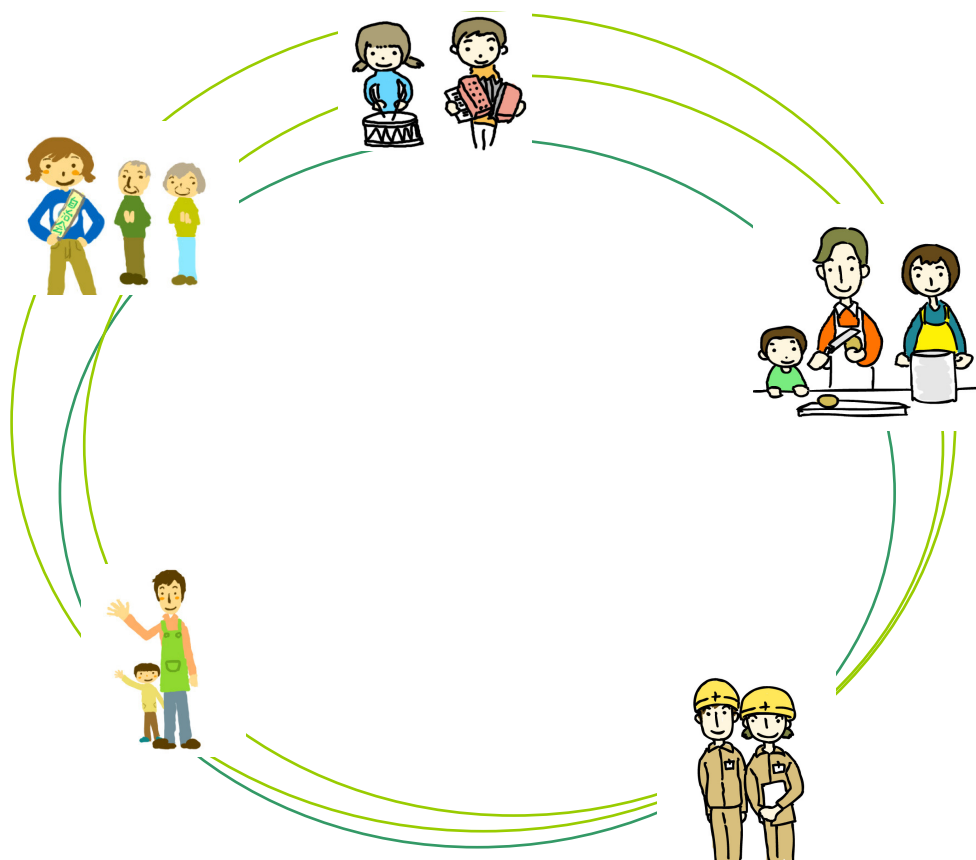
【解説】

男女共同参画社会の実現を図るため大きくとらえて端的に表現しました。

【解釈・運用】

それぞれの責務を明確にし、市の施策の基本となる事項を定め総合的かつ計画的に推進することにより計画的に男女共同参画社会の実現を図ることを目的としています。総合的とは行政のみならず市を構成するすべての主体が全体的に促すことをいいます。計画的とは、基本計画の実施施策が中心となります。

【参考】男女共同参画社会基本法第9条 地方公共団体の責務を規定



定 義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画
男女が性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、自らの意思によって社会の様々な分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいいます。
- (2) 積極的改善措置
男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、積極的に格差を是正するための措置をいいます。
- (3) 市民
市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいいます。
- (4) 事業者
営利又は非営利を問わず、市内で事業を行う個人、法人その他の団体をいいます。
- (5) 各種活動団体
地域活動及び市民活動を行う団体をいいます。
- (6) 教育に携わる者
社会教育、学校教育、家庭教育その他あらゆる教育に携わる者をいいます。
- (7) ドメスティック・バイオレンス
配偶者、配偶者であった者、恋人及び同棲関係にある者に対する身体的、性的、精神的、経済的又は社会的暴力をいいます。
- (8) セクシュアル・ハラスメント
性的な言動により、他の者に不快感若しくは精神的苦痛を与えること又は相手方の生活環境を害することをいいます。

【解説】

用語の定義として、重要な語句を説明しています。

(1) 男女共同参画

一般的な男女の生物学的差異を理解した上で、性別に関係なく、自分らしさや得意なことを活かして、家庭、地域、学校、職場などのあらゆるところで、自分のしたいことに責任をもってチャレンジできることです。例えば、サッカーは「男のスポーツ」ではなく、女性も選手になり、活躍できます。また、男性の看護師や保育士など、今、必要とされ、増えてきています。「活動に参画し」はあくまで「自らの意思」に基づくもので強制によるものではありません。



(2) 積極的改善措置

男女平等にチャンスが与えられているようにみえても、実質的には、男女のどちらか一方には、そのチャンスを活かすことがむずかしい場合があります。こういう場合の格差をある程度強制的に少なくする方法で、実質的に平等にチャンスを活かせるようになれば、必要ないものとなります。

〇〇シンポジウム



例えば、

大切なことを決める会議のメンバーに圧倒的に女性が少ない場合に、「〇〇%以上を女性にする」と決めたりすることが積極的改善措置です。

(3) 市民

男女共同参画を推進するため、市内に住所を有する人、市内の事業所で働く人や市内の学校に通う人を市民と定めています。

(4) 事業者

営利目的であるか否かを問わず、市内で事業活動を行う企業、個人商店事業主、NPO 法人及び労働組合などを事業主と定めています。

(5) 各種活動団体

自治会、コミュニティ、ボランティア団体などを各種活動団体と定めています。

(6) 教育に携わる者

学校の先生、塾の教師、保護者、生涯学習に携わる人などを教育に携わるものと定めています。家庭での教育の重要性を考え、「家庭教育」を記載しました。

* (3) 市民から (6) 教育に携わる者については、全てに関係する人も出てきます。市内で学習塾を営んでいて、自治会の役員をしている人などです。



(7) ドメスティック・バイオレンス (DV)

恋人及び同棲関係にある者も含めるとともに経済的暴力や社会的暴力までも含めてドメスティック・バイオレンスと定めています。

身体的暴力

殴る、蹴る。平手で打つ。髪の毛を引っ張る。引きずりまわす。腕をねじる。タバコの火を押付ける。物を投げつけるなど。

性的暴力

いやがっているのに性的行為を強要する。避妊に協力しない。中絶を強要する。見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せるなど。



精神的暴力

話しかけても無視する。大声でどなる。暴言を浴びせる。殴るフリをして脅かす。大切にしているものを壊す、捨てる。「死んでやる」などを言って脅かすなど。

経済的暴力

生活費やお金をわたさない。借金するよう強要する。外で働いて収入を得ることを妨害する。お金の使途を過度にチェックするなど。

社会的暴力

外出することを妨害、禁止する。行動を監視する。実家や友人とのつきあいを制限する。手紙、電話、メール等を細かくチェックするなど。

(8) セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

性的な言動により家庭での生活に影響が出ることもセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)と定めています。

■セクハラだと思うことは(男女共同参画に関する市民意識調査より平成19年6月)

- ・ 相手がいやがっているのに、肩に手をかけたり、身体に触る。(77.7%)
- ・ 地位や権限を利用して、交際や性的な関係を強要する。(76.2%)
- ・ 相手がいやがっているのに性的な冗談を言う。(66.6%)
- ・ 容姿に関して繰り返して言う。
- ・ 宴会でお酌やダンス等を強要する。



基本理念

第3条 男女共同参画を推進するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 男女が社会の対等な構成員として、様々な分野において個性と能力を十分発揮できる機会を確保すること。
- (2) 男女とも健康で生き生きと暮らせるよう個々の生きる力を身に付けること。
- (3) 男女が互いの人権を尊重し合い、性別を理由として、役割を固定的に決めつける考え又はそれに基づく制度若しくは慣行を見直し、互いに活かすこと。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、様々な分野において活動の計画から評価に至るまでの各過程において参画する機会を確保すること。
- (5) 男女がお互いに協力し合い、家事、育児、介護等の家庭生活と仕事、地域活動等の社会生活との両立に努めること。
- (6) 家庭、学校、職場、地域等あらゆる場において、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりに努めること。
- (7) 国際社会における男女共同参画の取組に協力し、連携するよう努めること。

【解説】

- (1) 男性も女性も社会を構成する一員として様々な分野において、個性と能力を発揮できる機会の確保を求めています。
(男性も女性もチャンスがあることが大切です)



例えば、

女性であっても自治会長になれるとか、チャンスが必要なのです。

- (2) 男性も女性も健康で生きる力を身に付けることを求めています。
(健康で生活していく力を身に付けること)



例えば、

男性も料理、洗濯、掃除などができないと生きていけない。また、女性も地域活動に参加する必要もあることから一人でも健康で生きていく力の大切さが必要です。

- (3) 性別を理由として役割を固定的に決め付けないことを求めています。
(何でも平等でなく固定的な決め付けをしないこと)



例えば、

女性と男性には、生殖機能やそれに起因する生物学的な違いがあります。しかし、「女性は几帳面で繊細だ」「男性は強くて勇気がある」といった考え方は、すべてに当てはまるものではありません。強くて勇気のある女性もいます。几帳面で繊細な男性もいます。また、「男らしさ」や「女らしさ」のイメージは、時代や社会集団によって変わります。「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」と決め付けることが、固定的な性別役割分担意識を生み、その結果、性別による差別的な取扱いが行われたり、個性や能力を発揮する機会が奪われたりすることのないよう、様々な選択肢のあることが必要です。

- (4) 計画から評価に至るまで参画する機会の確保を求めています。
(色々な場面に参加できること)

「参画」とは、政策の立案、実施及び評価に責任を持って主体的に関与することを言います。



例えば、

男性も女性も各種審議会議員等になれる機会があります。亀山市の男女共同参画基本計画では、各種審議会等の女性の割合の目標を40%としています。

- (5) 男女が協力し合い家事、育児、介護等の家庭生活を行うとともに仕事と家庭生活、社会生活の両立を行っていることを求めています。
(仕事と家庭、地域活動などとの両立)



例えば、

夫婦が協力し合い子育てを行うとか地域活動やボランティア活動に参加できることが大切です。仕事との関係では、毎日残業ばかりでは、子育てや地域活動にも参加できないことから家庭生活、社会生活と仕事の両立が大切です。

(6) 市、事業者、家庭等の中で子どもを産み育てやすい環境づくりを求めています。
(子育て支援の推進)



例えば、

少子高齢化の進展や家族形態の多様化など、社会情勢の急速な変化に対応していくためには、市、事業者、家庭等が子育て支援を行い、働き続けられる環境整備を求めています。

- ◆市・・・病児保育の実施、休日保育の実施など。
- ◆事業者・・・育児休暇・介護休暇の制度導入、育児及び介護のための勤務時間の短縮、事業所内託児所の設置など。
- ◆家庭・・・子育て・家事の協力など。

(6) 国際社会と連携・協力して男女共同参画の推進を求めています。

(国際社会の取り組みに後れることなく連携して取り組む)

女子差別撤廃条約締結国として、国は国際社会の動きと連携しながら取り組みを行っています。亀山市においても外国人居住者が多いことから、相互理解を深め、人権を尊重し合い、安心して生活できるような環境づくりを進めていくことが必要です。



協働

第4条 市及び市民等は、男女共同参画社会の実現に協働して取り組むものとする。

【解説】

男女共同参画社会の実現には、市、市民、事業者、各種活動団体及び教育に携わる者がそれぞれの立場・活動を十分理解した上で、お互いの不足する部分を補い合い連携・協力して行うことが重要であるため、「協働」を規定しています。

市民の中には、男女が含まれ、男女の協働も含まれています。

市の責務

第5条 市は、基本理念に基づき男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、市民等、国、他の地方公共団体及び関係機関と協力して施策の実施に努めるものとする。

【解説】

市は、男女共同参画社会の実現に向けて率先して取り組んでいく必要があります。男女共同参画基本法第9条「地方公共団体の責務」を受けて、男女共同参画の施策を策定し、関係する部、室が連携し、男女共同参画の視点で各施策を計画的に実施していくことの必要を規定しています。また、市民、事業者、各種活動団体及び教育に携わる者が、主体的に男女共同参画に取り組む場合の支援をし、国、県、他の市町、21世紀職業財団などとも連携協力していく必要性について規定しています。

市民の責務

第6条 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、様々な分野における活動に積極的に参画するよう努めるものとする。

【解説】

男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。様々な分野における活動（市の施策を含む）に市民自ら進んで参加協力していただくよう規定しています。

事業者の責務

第7条 事業者は、男女共同参画に関する理解を深め、男女が対等に参画できる機会等の確保及び職場における活動と家庭、地域等における活動との両立ができる職場環境の整備に積極的に努めるものとする。

【解説】

男女共同参画社会の実現には、事業者の理解と協力が不可欠です。事業者自らが職場など事業活動において、職場で働く男女が、その価値観、ライフサイクル等に応じて、多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働き方に応じた適正な処遇、労働条件を確保されるとともに、家庭、地域等における活動との両立ができるよう職場環境を整備していただくよう規定しています。

各種活動団体の責務

第8条 各種活動団体は、男女共同参画に関する理解を深め、男女が対等に参画できる機会を積極的に確保するよう努めるものとする。

【解説】

他の地方自治体の条例は、事業者等として各種活動団体を含めていますが、雇用、非雇用という主従関係にある事業者の責務と各種活動団体に求められる責務とおのずと異なること、また、本市では、各種活動団体の活動が積極的に活動されていることから事業者の責務とは別に規定し、地域活動における男女共同参画の推進を定めています。

特に自治会やコミュニティなど地域活動を行う活動団体においては、ほとんど男性が主導権を握っているのが現状です。こういった固定的な性別による役割分担意識やそれに基づく制度や慣習を見直し、女性も参画できるような組織づくりが求められていることから規定しています。



教育に携わる者の責務

第9条 教育に携わる者は、教育の果たす役割の重要性を認識し、男女共同参画に関する理解を深める教育に努めるものとする。

【解説】

男女共同参画社会の実現には、教育の果たす役割は極めて重要です。教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解し、あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を取り入れていくことが必要であることから規定しています。



例えば、

学校教育においては、男女共同参画に関する教職員の理解を促進する研修を推進するとともに、学校外における青少年教育活動の指導者など地域社会で指導的な役割を果たす者に対しても、男女共同参画についての意識啓発が重要です。

社会教育においては、女性も男性も生涯を通じて、個人の尊厳と男女平等に関する意識を育むことが重要です。このため、人権学習や男女共同参画に関する学習についての機会の提供や専門的な指導者の養成が必要です。

家庭教育においては、男女がともに協力し、幼児期から子どもの個性や能力を尊重していくことが大切です。



性別による差別的取扱い等の禁止

第10条 すべて的人是、家庭、学校、職場、地域等社会の様々な場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 性別を理由とした差別的取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント

【解説】

- (1) 男女共同参画社会を実現するうえでの阻害要因である「性別を理由とした差別的取扱い」を禁止することを規定しています。
- (2) ドメスティック・バイオレンスについては、すでに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）がありますが、これまで家庭内の出来事として軽視されてきた経緯を踏まえ、権利侵害であることの認識を高めることが必要なことから規定しています。
- (3) セクシュアル・ハラスメントについては、職場内においては、男女雇用機会均等法で規定されていますが、本条例では、職場内のみならず家庭、学校、職場、地域等社会の様々な場において禁止することを規定しています。

基本計画の策定

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 長期的な目標及び総合的な施策
- (2) 施策の推進に必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか男女共同参画の推進に関する重要な事項

3 市は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに公表するものとする。

【解説】

男女共同参画社会基本法の第14条第3項において、「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勧案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。」と規定されています。これを受け亀山市では、平成18年3月に平成18年度から平成23年度までを計画期間とする「亀山市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んでいるところです。

この計画を本条例に定める基本計画とみなし、条例制定後、再度見直す必要があるのかの検討を行い、今後は、基本理念に基づき、社会経済情勢や男女を取り巻く環境等の変化に合わせて、適時適切な見直しを行なっていきます。

積極的改善措置

第12条 市は、社会の様々な場における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民等、国、他の地方公共団体及び関係機関と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

市は、率先して男女共同参画を推進する姿勢を示すため、政策や方針決定過程などへの参画について、男女間に格差がある場合は、積極的に是正していくことを規定しています。

| 施策の方向の目標項目 | 目標値(平成23年度) |
|------------------------------------|-------------|
| 審議会等における女性の登用率 | 40% |
| 本市における管理職員の女性比率 | 20% |
| 子育てに関する地域活動に参加したことの ある人のうち男性の比率 | 50% |

* 亀山市男女共同参画基本計画(平成18年策定)から

体制の整備

第13条 市は、市民等、国、他の地方公共団体及び関係機関の協力の下に施策を推進するため、体制整備に努めるものとする。

【解説】

男女共同参画社会実現のため、市の組織を充実、強化し、全庁的に取り組んでいける体制を整備することを規定しています。



相 談

第14条 市は、市民等から第10条に規定する性別による差別的取扱い等に関する相談があった場合は、関係機関と連携を図り、相談者に対し、必要な支援を行う等適切に対応するものとする。

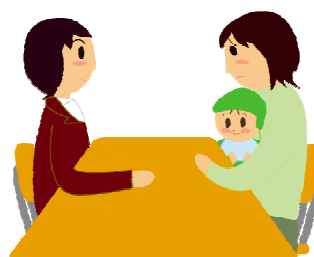
【解説】

性別を理由とした差別的取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントに関する相談があった場合には、関係機関と連携し、解決するために親切に支援することを規定しています。

【現在の相談窓口】

- 「女性相談」
→ 子ども総合支援室

- 「男女^{ひと} 困りごと行政相談」
→ 市民相談・協働推進室



申出等

第15条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について意見があるときは、その旨を市長に申し出ることができる。
2 市長は、前項の規定による申出があったときは、亀山市男女共同参画審議会に報告するとともに、適切な処理に努めなければならない。

【解説】

【第1項】

市民等の参加を促進するため、男女共同参画の推進に必要と認められる新規の施策の実施や既存の施策の改廃などについて市民、事業者、各種活動団体及び教育に携わる者が積極的に市長に提言できることを規定しています。

* 現在の申し出窓口は、行政改革室

【第2項】

1項の提言があったときは、市長は亀山市男女共同参画審議会に報告し、きちんと対応することを規定しています。

調査研究

第16条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査研究を行うものとする。
2 市長は、必要に応じ、前項の調査研究の結果を公表するものとする。

【解説】

【第1項】

男女共同参画を効果的に推進していくためには、国や県及び他市等の取り組み状況について情報収集を行うとともに、市民意識調査などを行い、市の男女共同参画の推進状況や男女共同参画を阻害する要因等についての的確に把握し、今後の効果的な施策を推進するための基礎資料とする必要があることから規定しています。

【第2項】

市長は、1項で調査研究した結果を公表することを規定しています。

実施状況の公表

第17条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表するものとする。

【解説】

毎年度1回基本計画に基づく男女共同参画の推進に関する施策の実施状況をお知らせすることで、市民、事業者、各種活動団体及び教育に携わる皆さんに現状を認識していただき理解を深めていただくため、報告書を作成し、公表することを規定しています。



亀山市男女共同参画審議会

第18条 男女共同参画の推進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、亀山市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。

（1）基本計画の策定又は変更に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関すること。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要な事項について市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員12人以内で組織し、その数は、原則として男女同数とする。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

（1）学識経験を有する者

（2）公募により選出された者

（3）市内の事業者から推薦された者

（4）各種活動団体の代表者

（5）教育に携わる者

（6）その他市長が必要と認める者

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

男女共同参画を円滑かつ効果的に推進するためには、第6条から9条の責務を規定した市民、事業者、各種活動団体及び教育に携わる者の皆さんの意見を施策に反映させる必要があります。このことから亀山市男女共同参画審議会を設置することを規定しています。

審議会は、市長の諮問に応じ、亀山市男女共同参画基本計画を策定又は変更するとき及び男女共同参画の施策の推進について調査審議することと男女共同参画の推進に関する重要事項について市長に意見を述べることができることと規定しています。

審議会の委員の任期は、2年とし、学識経験を有する者、公募により選出された者、市内の事業者から推薦された者、各種活動団体の代表者、教育に携わる者、その他市長が必要と認める者から男女各1名を選出していただく思いで12名以内として原則男女同数と規定しています。任期を2年としたのは、多くの人に参加していただくため及び一定の期間進捗を見守っていただく意味で2年といたしました。

委 任

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

この条例の第1条から第18条に男女共同参画社会実現のため、進め方等が規定してありますがこの条例に規定していないことが起これば施行規則などを市長が別に決めることができると規定しています。

